

## 障害者(児)施設における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応の変更について

			5月7日（日）まで	5月8日（月）以降
1	感染発生時の報告・報道	報告基準	感染疑い者数又は感染者数が1名以上	感染疑い者数又は感染者数が10名以上等など報告基準に該当したとき（感染症全般）※
		報告先	障害福祉課 管轄保健所	管轄保健所 障害福祉課
		県の報道	施設類型(入所/通所)、把握日、感染者数を公表	原則として、報道発表を行わない
2	行政指導・助言 (検査・立入)	障害福祉課	管轄保健所（感染症） 障害福祉課（事業所運営等）	
3	感染症発生時の財政支援	サービス事業所等に対するサービス継続費用（かかり増し費用）の補助は、 <b>継続</b>	<b>継続</b>	
4	感染発生時の検査	事業者支援のための検査（障害福祉課窓口）を終了	－	
5	定期的な一斉検査	障害者(児)施設等の職員及び利用者を対象にした定期的な一斉検査を実施	継続 (感染状況及び国の財政措置を見ながら実施)	
6	クラスター発生時の感染対応支援	クラスター発生時に感染管理の専門家を派遣し、感染管理や療養環境整備等の支援を実施	継続 (国の財政措置9月末まで)	
7	感染予防策の周知・啓発 (平時)	障害者(児)施設等の職員を対象に、基本的感染対策や感染発生時の対応等の研修の実施	継続（随時）	

※「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日 健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）